

令和 8 年度「地域周遊観光に係る広域連携観光戦略会議」実施事業、
「広域連携観光戦略」策定事業委託業務仕様書

1. 事業の件名

令和 8 年度「地域周遊観光に係る広域連携観光戦略会議」実施事業および「広域連携観光戦略」策定事業委託業務

2. 事業の概要

(1) 事業目的

訪日外国人旅行者数が全国的に堅調な回復を見せる中、外国人延べ宿泊者数の約 7 割が依然として三大都市圏に集中しており、地方部への地方誘客・周遊促進、および地方での観光消費額拡大が喫緊の課題となっている。また、国内においては、人口減少に伴う市場縮小への懸念や、特定の時期や地域への需要集中が課題となっており、国内外を問わず、年間を通じて四国地域への安定した誘客を図るとともに、旅行消費単価の向上を追求することが強く求められている。これを受け、観光庁では地域一体となった「面」での観光地域づくりを推進するため、「DMO 総合支援事業（広域連携観光促進事業）」を展開している。

上記の事業執行にあたり、本事業では、広域連携 DMO である一般社団法人四国ツーリズム創造機構（以下、「当機構」という。）が観光分野における地域の「司令塔」としての役割を果たすため、四国 4 県、都道府県 DMO、JNTO、地方整備局、経済団体等の多様な関係者との合意形成を図る「広域連携観光戦略会議」を設置・運営する。

さらに、地方への誘客・地方での消費額増加を目的に、広域連携 DMO ごとにどのような観光地域づくりを行うのか、「地域としての意思決定」を可視化するため、四国エリアにおける「広域連携観光戦略」を策定する。なお、本戦略の策定にあたっては、当機構が策定した「第 6 次四国観光交流戦略」において掲げる目標を包括・継承し、次年度以降の四国全域における国内外からの広域周遊観光を戦略的かつ持続的に推進するための中長期ロードマップを強固に構築することを目的とする。

(2) 実施主体

一般社団法人四国ツーリズム創造機構（以下、「当機構」とする。）

3. 事業内容

受託事業者は、当機構（事務局）、四国運輸局、四国 4 県、域内 DMO、観光関連事業者等と緊密に相互連携し、以下の（1）および（2）を行うものとする。

(1) 「広域連携観光戦略会議」の開催

四国マネジメントエリアにおける戦略策定および地域間の円滑な連携・調整を図るための広域連携観光戦略会議の開催・運営支援を行う。会議開催にあたっては、確実かつ円滑な運営体制を確保すること。

①開催回数: 計 2 回

②開催時期: 9 月中旬に 1 回、11 月中旬に 1 回の開催を想定。

③開催形式: 対面およびオンライン配信を併用したハイブリッド形式によるものとする。

④会場借上: 香川県高松市内の会場を手配すること。(最大 50 名参加を想定)

⑤運営実務: 受託事業者は運営に係る以下の実務を担うものとする。

なお、企画提案時には運営に係る想定人数についても提示すること。

- ・構成員等への案内文作成・送付受付、会議次第・会場レイアウト等の作成、出席者名簿の整理
- ・事前準備およびリハーサル時間の確保
- ・ハイブリッド会議に必要な映像・音響・配信機材（プロジェクター、スクリーン、ワイヤレスマイク、操作卓等）の調達、設営、および当日のオペレーション業務（通信回線の確保含む）。
- ・会議当日の詳細な議事録作成、および構成員意見の取りまとめ。
- ・その他、会議の運営に必要な事項

(2) 「広域連携観光戦略」の策定

上記(1)の会議における地域関係者との議論を踏まえつつ、観光庁が示す「広域連携観光戦略策定のポイント」に記載されている内容について、令和9年度から令和12年度までの4年間を対象とした戦略書のドラフトを策定する。

なお、戦略の中身の詳細については、会議を通じて検討を行うため、受託事業者には、関係者に分かりやすい記載内容で、議論のベースとなる最新のインバウンド市場データ（暫定版を含む、観光立国推進基本計画、観光統計・白書、観光庁予算、JNTO 訪日マーケティング戦略等）の分析、論点整理、および素案の文章化・構造化を求める。

※参考：【せとうち観光成長戦略】

https://setouchitourism.or.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/2026/04/setouchi2026-30_A4_0402.pdf

また、広域連携観光戦略の策定にあたっては、主にストーリーテリングを活用した地域周遊ルートの造成や地方で活躍する質の高いガイド育成の推進などの「地域周遊観光の促進」、ターゲット市場のニーズに合わせたコンテンツの磨き上げを進める「魅力的な観光地域づくり」、多言語でのマナー啓発の推進や時間的・場所的分散に繋げる「オーバーツーリズム対策」、サイトや動画等を活用した二次交通や広域周遊モデルコースなどの紹介による「地域の魅力・受入環境の一体的な情報発信・プロモーション」に関する取り組み等を目指す事項を盛り込むこととする。

加えて、以下で示す a を踏まえるとともに、観光庁の「広域連携観光戦略【正式版】の策定に向けて考慮いただきたいことについて」の8頁に記載のある以下 b～g のポイントを反映するものとする。

a. 「第6次四国観光交流戦略」との論理的整合性と連動:

広域連携観光戦略で設定する KPI・KGI は当機構が「第6次四国観光交流戦略」にて定めた 2030 年度の目標値に全て準拠することとし、これを達成するための具体的な施策へ落とし込むこと。

また、KPI・KGI について追加提案があれば提示すること。

○第6次四国観光交流戦略にて定めた 2030 年度の KGI・KPI 数値

<KGI>

- ・日本人旅行消費額：3,448 億円、外国人旅行消費額：682 億円

<KPI>

- ・日本人一人当たり旅行消費額（宿泊）：78,000 円
- ・日本人一人当たり旅行消費額（日帰り）：24,300 円

- ・外国人一人当たり旅行消費額：85,000円
- ・延べ宿泊者数 日本人：1,352万人泊、外国人：455万人泊（計1,807万人泊）
- ・外国人の来訪満足度：90.0%
- ・日本語HP表示回数：279.2万回、総ユーザー数：100.2万人
（参考値）AI経由のHP閲覧総ユーザー数：7,066人
- ・多言語HP表示回数：119.5万回、総ユーザー数：47.7万人
（参考値）AI経由のHP閲覧総ユーザー数：4,777人
- ・当機構Instagramフォロワー数：31,000人

b. 地域において目指す来訪者の設計

地域として、どの国・地域、どのような層の来訪者をターゲットとするのか、どの国・地域や送る来訪者はターゲットにしないのか、という意味決定（来訪者設計）を行うこと。

c. 混雑地域から地方への誘客・分散

外国人延べ宿泊者数の約7割が三大都市圏に集中し、一部の地域や時間帯における観光客の過度な集中等の課題も顕在化していることを踏まえ、観光客の地方分散を進めるための「核」となる重点地区の設定等の取組を推進すること。

d. 地域の関係者との相互連携

行政（観光庁、地方運輸局等、地方公共団体）、DMO、民間事業者（旅行会社、観光コンテンツ事業者、金融機関）等の複数の関係者と相互連携を図ること。

e. 世界のトレンド（AI・Googleマップ・SNS）に対応した認知度向上

ターゲットとする国・地域における旅マエ・旅ナカにおけるリサーチの傾向を踏まえ、AI・Googleマップへの対応やSNSの活用による観光地の認知度向上を推進すること。

f. 閑散期における誘客の促進による繁閑対策

月ごとに観光客の入込客数の繁閑が顕著（北海道・東北:スノーシーズンに増加、グリーンシーズンに減少、その他:春～秋に増加、冬に減少）に見られることから閑散期における誘客の促進を図るための取組を推進すること。

g. 関連する施策との連携

広域リージョン連携、戦略産業クラスター計画、広域地方計画、広域的地域活性化基盤整備計画、DMO登録ガイドライン等の関連する施策との連携を図ること。

<参考>

- ・広域リージョン https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/koikirijonrenkei.html
- ・戦略産業クラスター計画
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chiikimirai/kankei_fukudaijin/dai2/shiryo4.pdf
- ・広報地方計画 <https://www.mlit.go.jp/common/001124893.pdf>
- ・広域的地域活性化基盤整備計画
<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001511691.pdf>
- ・DMO登録ガイドライン <https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001902169.pdf>
- ・観光統計・白書 https://www.mlit.go.jp/kankocho/tokei_hakusyo.html
- ・観光立国推進基本計画 https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku.html

- ・観光庁予算 https://www.mlit.go.jp/kankocho/yosan_zeisei/yosan/index.html
- ・JNTO 訪日マーケティング戦略
<https://www.jnto.go.jp/projects/overseas-promotion/marketing-strategy/>

(3) 報告書の作成およびデータの納品

今後の事業方針策定および観光庁への報告に反映させるため、上記(1)(2)の結果を分析・集約した成果物を作成し、当機構が活用しやすい電子データ形式等で納品すること。

4. 事業スケジュール

事業全体の想定スケジュールについて、以下に沿って企画提案時に提示すること。

なお、契約締結後は速やかに第2回会議の準備に着手し、段階的に戦略素案の策定、第3回会議での合意形成を経て、令和8年12月25日(金)までに最終成果物を納品すること。

<事業スケジュール(予定)>

7月中旬 契約締結

7月中旬～9月中旬 広域連携観光戦略会議の準備、広域連携観光戦略【正式版】骨子案作成

9月中旬 第2回広域連携観光戦略会議開催：広域連携観光戦略【正式版】骨子案の提示

11月中旬 第3回広域連携観光戦略会議開催：広域連携観光戦略【正式版】(案)の提示と合意形成

12月末 広域連携観光戦略【正式版】の最終成果物の納品

5. 留意事項

(1) 事業実施における留意事項

- ① 業務の実施にあたっては、当機構の指示に常に従うこと。
- ② 委託業務の進捗状況を確認するため、当機構の求めに応じて適宜打合せ(オンライン含む)を行うこと。
- ③ 本業務を通じて得られた一切の情報・データ等は、当機構の許可なく第三者に開示・漏洩しないこと。

(2) 目標と成果指標

<アウトプット>

- ・広域連携観光戦略会議の開催回数 2回以上

<アウトカム>

- ・3.(2)b～gのうち、構成員による3件以上の合意を踏まえた次期広域連携観光戦略の策定

6. 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日(金)まで

7. 成果物

受託事業者は、6.の履行期間内に以下の成果物を当機構に提出すること。

(1) 業務実施報告書

- ①実施報告書(A4版カラー冊子)3部 ※日本語で作成すること。

※実施期間終了後、一定期間は報告書記載内容の修正を指示することがあるため、対応すること。

②電子媒体 2 部

電子媒体は CD または DVD とし、Microsoft Office において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。

③大容量でない場合、メールでの提出も認める。この場合①と②は求めない。

(2) 広域連携観光戦略書：電子データ (Word・PDF 形式) および印刷冊子 (A4 版カラー冊子 50 部)

(3) その他業務遂行上作成した分析データ・図表類一式：電子データ

(4) 成果物の著作権及び所有権

成果物に関する著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。) 及び所有権は、当機構に帰属するものとする。

8. 備考

本事業は、観光庁補助金事業の「令和 8 年度 DMO 総合支援事業 (広域連携観光促進事業)」を活用し、実施するものである。